

難病・長期慢性疾病対策の総合的な推進を求める意見書

平成 27 年 1 月、難病の患者に対する医療等に関する法律の施行により、我が国の難病対策は、法的根拠を持つ総合対策として進められてきた。同法では、難病患者に対する医療等は、難病の特性に応じて、総合的に行われなければならないとされているほか、厚生労働大臣は難病患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針を定めなければならないとされている。

国及び地方自治体はこの基本的な推進方向に沿い、難病対策を総合的に推進するとともに、国民への周知を進め、難病や疾病のある子供たちも含め、難病患者が未来に希望を持てるよう一層の努力が求められている。

よって、国におかれては、難病及び難病以外の長期慢性疾患の患者やその家族が地域で格差なく安心して暮らすことができる社会の実現に向け、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 未診断疾患を含めた難病の原因究明、治療法の早期開発、診断基準と治療体制の確立を急ぎ、指定難病対象疾病の拡大を進めること。
- 2 難病や長期慢性疾病の患者や家族に対し、医療費を始めとする経済的負担の軽減を図ること。
- 3 難病や小児慢性特定疾病の子供に対する医療の充実を図り、成人への移行期医療を確立すること。
- 4 専門医療と地域医療の連携を強化し、医療の地域間格差をなくすこと。
- 5 障害者雇用率の対象とするなど、難病患者の就労拡大や就労支援を充実すること。
- 6 国民への難病に対する理解と対策の周知を進めるとともに、福祉サービスの提供、人材の確保と研修の充実、人権教育・啓発の推進を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 1 2 月 2 0 日

衆議院議長	細田	博之	様
参議院議長	尾辻	秀久	様
内閣総理大臣	岸田	文雄	様
総務大臣	寺田	稔	様
財務大臣	鈴木	俊一	様
文部科学大臣	永岡	桂子	様
厚生労働大臣	加藤	勝信	様
内閣官房長官	松野	博一	様

志賀町議会議長 南 正紀